

# 厚生委員会会議録

平成23年11月16日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 10:15

## 案 件

1. 認定第18号 平成22年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
2. 市立病院の運営について
3. 高齢者福祉対策について
4. 子育て環境について

## 報告事項

1. 平成23年度 子ども手当について (児童育成課)

---

## 委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「認定第18号 平成22年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」を議題といたします。最初に監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

次に、本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第18号 平成22年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:01

再開 10:02

## 委員長

委員会を再開いたします。次に、「市立病院の運営について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありますか。江口委員。

## 江口委員

建替えの件についての進捗状況について報告を求めます。

## 健康増進課長

進捗状況についてご説明申し上げます。委託業者が内藤建設に決まった分につきましては、前々回の委員会で報告をいたしました。その後病院内でプロジェクト管理委員会、病院建設準備委員会、部門別検討部会を設置いたしまして各々の会議の中で内容を吟味していただいております。現在の進捗状況といたしましては、基本設計部分の大まかな配置計画を今策定している段階でございます。基本設計を一応、来年の1月末にあげる予定にいたしております。今後は、先ほど言いました委員会、部会でさらに煮詰めまして、その設計の土台となる分をつくっていきたいというふうに考えております。

## 江口委員

所々で、どのような形で報告なりがあるのか、どのように考えているかをお聞かせいただけますか。

健康増進課長

先ほど言いましたように、基本設計が1月末にできる予定でございますので、基本設計ができた段階で委員会の方には報告する予定にしております。その段階である程度の配置図面等が提示できるものと考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「高齢者福祉対策について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「子育て環境について」を議題といたします。「飯塚市公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画の策定について」執行部の説明を求めます。保育課長。

保育課長

「飯塚市公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画」を策定しましたので、その概要について説明いたします。

実施計画書の1ページをご覧ください。1の策定の趣旨のところでございますが、飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会におきまして、今後の公立保育所及び公立幼稚園のあり方について、鋭意検討がなされ、本年9月12日に飯塚市公立保育所・幼稚園のあり方についての答申がなされたところでございます。本市では、この答申を踏まえまして、今後の公立保育所等のあり方について、その方向性を具体的に示すとともに計画的に再編整備等を進めていくために「飯塚市公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画」を策定するものでございます。

2ページをお願いします。計画の実施期間は、平成23年度から平成28年度までの6年間を原則とし、社会情勢の変化等に応じて、必要な場合には適宜見直しを行うものとしております。

6ページをお願いします。今後の全体スケジュールを一覧表にまとめています。なお、この内容につきましては、前回9月26日に開催されました厚生委員会で報告をいたしております答申の内容とほぼ同様の内容でございますので、説明は省略させていただきます。本日は、その答申から一部変更した内容2点のみにつきましてご説明いたします。

3ページをお願いします。ウの送迎バスの運行につきましては、答申では現在、庄内及びかいた幼稚園において、幼稚園バスを運行していますが、認定こども園に再編整備後は、長時間利用児、保育園児と短時間利用児、幼稚園児の公平性を確保するとともに、コスト削減を図るため全て廃止することとなっておりましたが、移行期の特別措置として初年度である平成25年度のみ運行することとしております。

4ページをお願いします。保育料及び授業料については、長時間利用児との費用負担バランスや他市の状況等を踏まえながら、見直しを行うとともに、預かり保育におけるおやつ代等に

についても、併せて検討していくこととなっていました。見直しの時期について明記し、平成25年度末までに見直しを行うこととしています。

以上簡単ですが、飯塚市公立保育所・幼稚園あり方に関する実施計画についての説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。森山委員。

森山委員

各地区の保育所、幼稚園についての説明会をしていただいたかと思うんですが、その結果を報告していただきたいと思っております。

保育課長

まず、職員全体の説明会を9月12日に答申がでた日に幼稚園関係者、それから保育園関係者の職員について説明を行っております。その後、保護者説明会ということで10月11日に認定こども園を計画しております、赤坂保育所について行っております。それから10月12日に鎮西保育所、これは25年の民営化ということでこれについて保護者説明会を終えております。それから10月14日に頼田保育所、これは認定こども園の関係でございます。それから10月17日には、幸袋保育所の方で保護者説明会を行っております。いろいろなご意見ができましたけれど、一定のご理解を得たというふうに思っております。

学校教育課長

幼稚園につきましては、保育課と同じように職員につきましては、答申がでた翌日に説明会を園長、主任そして幼稚園の職員、臨時職員すべて集めまして説明会を行っております。それぞれ各幼稚園の保護者につきましては10月13日に庄内と頼田、10月17日に幸袋で行っています。その中で幸袋幼稚園におきましては、運用面についての保護者の意見等が数多く出されまして、認定子ども園になった後はどうなるのかという意見が出されております。あとは民営化についての保護者の意見が出されてありました。庄内と頼田につきましては、中心はバスが廃止になるので何とかならないかというような保護者の意見が数多く出されております。

森山委員

今ご説明をいただいた中で、最終的には25年まではバスを出す、給食の分についてもご理解をいただいたということですね。最初のうちはバスも出さないとか、給食の問題とかいろいろあったと思いますけども、確認ですけどもどうなんでしょうか。

学校教育課長

まず、給食につきましては今現在頼田が完全給食で実施しておりますが、認定こども園になった際には副食のみの提供となりますが、三園とも給食を提供するというご理解をいただいたところでございますが、バスにつきましては、やはり保護者の方の意見が非常に強いというのと、幼稚園の募集要項の中には、バスがありますよということで募集をしているものですから、今の3歳児については認定こども園になった5歳児のときに、その約束が生きている形になりますから、そのところを教育委員会で考えまして、25年度のみ運行するというふうにしたものでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をすることで継続審査といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申し出が  
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「平成23年度 子ども手当について」報告を求めます。児童育成課長。

児童育成課長

平成23年10月1日に、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が  
施行されましたので、その概要を説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。平成23年10月から平成24年3月までの子ども手  
当が、現行の1人あたり月額13,000円から3歳未満では月額15,000円に、3歳以  
上小学校終了の第1子、第2子は月額10,000円、第3子以降は15,000円で中学生  
は月額10,000円となっております。現在、受付を行っておりますが現在受給している方  
を含め、全員の申請が必要となります。対象者は15歳到達後の最初の3月31日までにある  
児童が対象となっております。支払い期日につきましては、原則平成24年2月に平成23年  
10月から平成24年1月分を、平成24年6月に2月分、3月分がそれぞれ支給されます。  
また、子どもの国内居住要件や施設入所児童の施設設置者への支給など支給要件に一部変更が  
あっております。10月時点での受給者は9,167人、対象児童は15,269人となって  
おります。

以上簡単ですが、平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法による子ども  
手当についての説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑をします。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。